

野田市監査委員告示第1号

令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和2年3月6日

野田市監査委員	栗 林 徹
同	新 井 栄 子
同	深 津 憲 一

野企財第309号

令和2年 2月 7日

野田市監査委員 栗林 徹 様

野田市監査委員 新井 栄子 様

野田市監査委員 深津 憲一 様

野田市長 鈴木 有

財政援助団体等監査の結果に係る要望事項に対する処置について（報告）
令和元年12月10日付け野監第181号により提出された「令和元年度
財政援助団体等監査の結果について」に係る要望事項に対し、講じた処置状
況について別添のとおり報告いたします。

令和元年度 財政援助団体等監査是正改善計画報告書

(1) 補助対象団体に対する要望事項

要望事項	是正改善状況	区分
<p>市から依頼を受けた掲示物の掲出について、掲示物を撤去した際、剥がされずに残ってしまったセロテープが車内の窓ガラスに多数あり、美観を損ねているように見受けられた。快適な乗車を提供するために乗客の車内環境にも配慮し、車両内部の清掃を実施する等適正な維持管理に努められたい。</p>	<p>全ての車両においてセロテープを貼った跡についた汚れの清掃を実施し、現在はメンディングテープを使用することで、掲示物を撤去する際にテープが残ることを予防しています。</p> <p style="text-align: right;">【茨城急行自動車株式会社】</p>	<p>処置済 実施中 検討中 未処置</p>

(2) 所管部局に対する要望事項

要望事項	是正改善状況	区分
<p>上記の補助対象団体に対する要望事項に関連して、バス車内の快適な環境の維持については、所管部局においても注意を払って確認する等協力して実施されるよう努められたい。</p>	<p>バス車両については、走行距離に偏りが生じないように日々ルートを変えて運行していることから、市役所を発着するバスについて、職員が待ち時間に車内を確認し、改善が必要な部分については運行事業者に対応を指導することとし、全ての車両の確認が完了しました。今後も、定期的に車内の確認を行い、改善が必要な部分があれば随時、運行事業者への指導を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【企画調整課】</p>	<p>処置済 実施中 検討中 未処置</p>

<p>野田市コミュニティバス運行協定書に一部不明確な記載が確認された。協定書は当事者双方の取決めを文書で残す重要なものであることから、内容を精査して作成することを徹底された。</p>	<p>平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの運行に係る協定書では、現状に合わせて運行経費の上限額を入札により定め、補助金の交付の対象となる経費を算出する記載に見直しました。</p> <p>今後も協定書に不明確な記載がないよう精査の上、協定書の作成を行ってまいります。</p> <p>【企画調整課】</p>	<p>処置済 実施中 検討中 未処置</p>
---	--	------------------------------------